

## 近代日本社会教育の展開－その2－

山本 悠三

(平成12年10月5日受理)

### The Development of Social Education in Modern Japan -2-

Yuzo YAMAMOTO

(Received on October 5, 2000)

キーワード：文部省、通俗教育、日露戦争

Key words :

#### 第3節 通俗教育施策と民間の動向（承前）

また、この頃『通俗教育新聞』という週刊新聞が発行されていた（毎土曜日）。正確な創刊日は分からぬが、『教育時論』78号（明治20年6月15日付）の広告欄に「見本入用ノ方ハ……申込アレ」と報じられていること。また、同誌84号（同年8月15日付）の広告欄に第7号の紹介があり、第7号が8月6日に発行されていることから、逆算して同年の6月中旬から下旬にかけて創刊されたと思われる。この新聞は第12号（明治20年9月10日付）のみ現存している。その記事の中に上総東金（千葉県）の読者からの投稿があり、そこには「通俗教育新聞を見るに初めて教育の一日も軽忽にすべからざるを覺り大いに感ずる処あり」という一文が掲載されている。そのことから判断すると、同紙は配布された各地方で啓蒙的な役割を果たしていたように思われる<sup>6)</sup>。

また、『教育時論』の広告欄には新聞の記事項目が掲載されているので、それから内容や主張ある程度推測することが出来る。先述の第7号の広告内容としては社説に鶴橋国太郎「通俗教育」があり、その他に「親の為め」、「子の為め」、「世間の話」などの項目が見られる。鶴橋は先の通俗教育演説幻灯会で講演をした人物である。したがって、社説の「通俗教育」も子供の教育法などに関するものであると推測出来よう。

とはいって、通俗教育という語句はその当時必ずしもまだ人口に膾炙されていたわけではなかっようである。そのことは、『教育時論』122号（明治21年9月5日付）の

社説に「通俗教育とは如何」が掲載されており、その中で「通俗教育と云へる文字に至りては、その字面新奇にして、その意義も漠然たるにより、吾々は大にその解釈に苦しむものなり。世間にもまた必ず吾々と同感の人大かるべし」と投げ掛けていたことに窺うことが出来よう。

そこでは、さらに「通俗教育など云える曖昧の文字は、早晚教育社会に消滅するの日あるは必然なり……定義の判然せざる文字を用いて世人を惑わすこと好まざることなり」として、通俗教育の語句そのものに対してかなり批判的にすらなっている。もっとも、「児童の教育に利用すべきもの」、「児童の感情を善良なる方向に導かん」などのように、通俗教育が担っていた役割までは否定していない。しかも、「社会の風俗改良と云ふ意義を含むものならんと思わるるなり。通俗教育の意義を風俗改良と解するも誤見にあらず」とあるように、風俗改良の手段とする解釈もみられた。

通俗教育の語句に関する解釈はその後も『教育時論』誌上で続けられている。同誌141号（明治22年3月5日付）の「一般教育の意義」と題する論稿では、「通俗教育トハ教育ト云フコトヲ、俗物ヤ素人ニモ、分カルヨウニ話シテ聞カセル、浅近ナル教育学ノ講釈ナリト云フコトカ、乃至ハ又学問ノコトヲ、通俗ニ話シテ聞カセル事ダト考エテ、然ルベキハズ」であるが、「実際世間ニテハ、通俗教育ト云フコトヲ、個様ノ義ニ用イズ、玩具ダトカ、芝居ダトカ、寄席ダトカ、角力ダトカ、広ク社会ニ行ハレテ風教上ニ多少ノ影響アルモノヲ称シテ、通俗教育ト云フヨウナリ……単ニ通俗ニ教育上ノ演説談話ナドヲ為スニ止ラヌコト」であり、さらに「通俗教育ト云フ語ハ、学校外ニテ一般ニ行ハルル教育ヲ指スノ名トシテ、

之ヲ用フルコトハ、先ズ之ヲ謝絶スル」とされていた。ここに述べられている通俗教育はあきらかに風俗改良を意図しているといえよう<sup>7)</sup>。

ちなみに、同記事には通俗教育という語句は「欧米ノ原語カラデモ翻訳シタ者カト思ッテ、之ヲ英語ナドニ引当テミルニ、一モ翻訳ノ原語ランキ者ハ見当ラス」とあり、さらに「是ノ語ハマズ翻訳語ニハアラザルベシ」とあるように、日本特有の語句であることが強調されていた<sup>8)</sup>。そのことはともかくとして、『教育時論』にはこの後しばらくの間通俗教育に関する記述は見られなくなる。代わって多くなるのが実業補習学校に関する記事であるが、このことについては後で述べることにしたい。

ところで、『教育時論』444号（明治30年8月15日付）では、「文部省は普通学務局を拡張す可し」と題する一文が載せられていた。そこでは、「普通学務局と云へば、文部省の骨髄なり。其事務の繁雑なる点よりするも、其国民教育の根本的観察点よりするも、普通学務局は、文政の府に其骨髄たる可き者なり」とする。その「普通学務局が各府県における国民教育の基礎の監督に任じ、而かも通俗教育上の施設にまで注意尽力せざる可らざる」は「其事務の錯雜繁多なる、其施設經營の慘憺たる、亦同日の論にあらざるなり」とはいえ、「通俗教育の如きは、已に普通学務局は各其課を設けて調査実施せざる可らざる機運に遭遇しつゝあるにあらずや」と述べ、普通学務局中に通俗教育を管掌する独立の課を設置することを促していた。

また、「今の文部省は、無意氣地なればこそ、性質上我省内の者なるべき行政権まで、他省に割取せられつゝありと雖ども、一朝振興の機運に遭ひなば内務省は勿論、通信省よりも取分すべき行政上の事務決して少からず。而して是等は、多く普通学務局に属すべき者なれば、其暁は同局の繁忙、又甚しき者あらんとするに於てをや。斯る場合なるに拘はらず、今の普通学務局の有様を問えば、實に言ふに忍びざる者あり……文部省たる者宜しく三思せよ」と続けられていたが、それは通俗教育への対応に着手しない文部省への批判を意味していたといえよう。文部省批判は『教育時論』の次号にもみられ、「文部省普通学務局は、通俗教育に関し、幾何の施設、幾何の考慮を費やしたるか」<sup>9)</sup>とかなり厳しい口調となっていた。

ちなみに、1886（明治19）年に創設された文部省官制では、大臣官房のほかに総務、学務、編集、会計の4局

が設けられ、学務局には第1～4課が置かれた。その第3課の分掌事項として「師範学校小学校幼稚園及通俗教育ニ関スル事務」が定められた。翌1887年の官制改正で学務局は専門学務局と普通学務局に分けられ、通俗教育は普通学務局に配当された。さらに、1890（明治23）年普通学務局第3課の分掌事項となり、その後若干の変遷はあったものの1900（明治33）年には再び第3課の分掌事項（第4項「通俗教育及教育会ニ関スル事」）となっている。これ以降の行政的な変遷に関しては、次章で改めて述べることにしよう。

このような批判と連動してか、『教育時論』446号（明治30年9月5日付）には久々に「通俗教育とは何ぞや」と題する記事が掲載された。その意図は「文部省普通学務局……が通俗教育を等閑に付」しているため、「今更に委しく此通俗教育の何たるかを説き、同局の注意を乞はん」というものであった。そこでは、「通俗教育は、一名之を社会教育とも言ひ、学校教育以外の教育的感化力を指」すもので、「然るに通俗教育に至りては、児童の学校以外にありて常に見聞する所なるを以て、其感化学校の如く確実なることは、得ざれど却りて之よりも偉大なる影響を及ぼす所ある」とする。

そして、「消極的に通俗教育の上より禁止すべき者」として、「1、寄席芝居に学齢中の児童の入場を禁止すること。2、少年の喫煙を禁すること。3、絵草紙店等にて、風教に害ある冊子絵画を発売することを禁じること。（以下略）」などを挙げ、「積極的に奨励すべき者」として、「1、博物館書籍館、殊に教育博物館を増設し、之が整備を計り、之を教育的に利用すべきこと。2、公共遊戯場を設くべきこと。3、社会の出来事に於て公衆の模範儀表となる者は、つとめて之を旌表すべきこと。4、坊間に流布すべき有益の書籍図書の編纂発行を奨励すべきこと。5、職工教育条例を出し、其教育の道を立つべきこと」などを挙げていた。

さらに、「もとより是等の事は、文部省の独り手によくすべき事にあらねば、文部省は、よろしく内務省、司法省、警視庁の如きに交渉して大に通俗教育を振起し、以て学校教育を助くることを計るべし」とあるが、そこには文部省批判が見え隠れしているようでもある。

ここで着目すべきことは3点ある。1点目は「通俗教育は、一名之を社会教育とも言ひ」とあるように、通俗教育と社会教育が同じ概念として認識されていることである。2点目は通俗教育を消極的と積極的の2種類に分

けていることである。そして3点目は文部省以外の他省庁にも通俗教育（社会教育）が関与していることである。

2点目は先述した小松原の構想にはそのまま対応出来る。1点目に関しては、『教育時論』の472号（明治31年5月25日付）、476号（同年7月5日付）、478号（同年7月25日付）に掲載されている「社会教育論」（上～下）の中でも、「演劇、寄席、稗史、小説、新聞、雑誌等は、社会に大なる影響を与ふる」ため、社会教育の方便として「改良の愈々切なる所以なり」（476号）とあるように、通俗教育的施策を「社会教育論」として論じている。これらのこととは、社会教育の語句が社会改良的社会教育論以外に、通俗教育と同じ概念としても用いられていたことを意味していた<sup>10)</sup>。とすれば、先にコメントをしたように「この型のもの……作り出したもの」とする解釈は正しくないことになろう。また、社会教育と通俗教育の概念のオーバーラップは同じくコメントをしておいたように、小松原の構想の中に未分化に引き継がれていくことになる。3点目に関しては改めて述べることにしたい。

#### 第4節 通俗教育調査委員会の設置

それまで頗著な動きの見られなかった通俗教育施策に変化を与えたのは、1904（明治37）年に勃発した日露戦争であった。その期間中、銃後活動や戦意昂揚に向けて各地で通俗講演会や幻灯会が盛んに実施された。その状況は文部省普通学務局編『戦時地方ニ於ケル教育上ノ経営』（1905年2月）で「学校教員、教育会又ハ其ノ他有志団体ノ発起周旋ニ依リテ從来行ハレタル父兄懇談会等ヲ利用シ若ハ新ニ戦時通俗講話会又ハ幻灯会ヲ催シ公衆ヲ集メテ最モ通俗的ニ列国ノ大勢、開戦ノ理由、戦争ノ経過、戦争ノ状況、忠勇ノ美談、国民ノ覚悟等ニ関シ講話説明ヲ与ヘ因テ以テ忠君愛國ノ志操ヲ鼓舞シ勤儉博愛ノ美德ヲ奨励シ又ハ戦時ニ関スル知識ヲ授クルモノ各地概ね行ハルヲ見ル」（p21）と述べられていることに明らかである<sup>11)</sup>。

こうした状況を受けて戦争終結直後の1905（明治38）年9月文部省に通俗教育調査会が設置された。調査委員は視学官中川謙二郎、同針塚長太郎、第一高等学校教授谷山初七郎、警視黒金泰義ほか2名を加えた6名に文部省属官2名を加えた計8名である。そこでは年末までに7、8回会議を重ね、通俗講談会等に関する「戦時中……一層の盛況を呈し、之が為めに各種の方面に於て有益

の影響ありしこと少からず、去れば之を戦後に継続して、社会教育の改良発達を図るべし」とし、「市町村に於て小学校其他適当の場所則はち寺院、民家等及中等諸学校文部省直轄学校にて開催し、学校教師其他適任者講談の任に當た」れば、「通俗教育上大なる裨益を与えふべきか」とする見解をまとめた<sup>2)</sup>。

通俗教育調査会ではその他青年団に関する問題も検討したがそれについては後に述べるとして、この会の建議に基づいて翌1906年2月文部省より「通俗教育奨励ニ関スル通牒」が発せられた。その内容は改めて述べるまでもなく、戦時中に普及した通俗講談会や幻灯会の活動を平時においても定着させようとするものであった。

日露戦後の通俗教育施策が模索されていた1908（明治41）年7月第2次桂内閣が成立した。その文相に就任したのが小松原英太郎であったことは先に触れた。小松原は新聞記者の後官僚となり、各県の知事、内務次官を経て、1900年に貴族院議員に勅選された経歴の持ち主である。

小松原の構想に関して大凡は述べたが、もう少し詳しくみることにしよう。先述の「社会教育に就て」の冒頭には「社会教育を見るに我邦に於いても近來漸く世人の注意する所」となったが、「一般には尚ほ発達せりとは言ひがたく之を誘導奨励して十分の発展を遂げしむるは蓋し現今の急務なるべし」とある。そこで、社会教育の施策を積極的と消極的の二方面に整理したのであるが、小松原の説明は殆ど前者に割かれたことまでは述べた。

このことはどのように解釈されるべきであろうか。消極的方面とされたのは、未成年者の飲酒喫煙の禁止、各種の矯風会等の事業であったが、それら風俗改良的側面はかなり以前から通俗教育施策がその役割の1つとして担ってきた、言わば自明の理であったと考えられる。したがって、消極的というは否定的なという意味に捉らえるのではなく、日常的な殊更強調する必要のないものと考えられる。それに対して、積極的とはまさしく今後積極的に展開されるべき施策として位置付けられたと考えられる。そのうち、とりわけ通俗講談（講演）会と通俗図書館に多くが語られていたのは、小松原がそれらを主要な施策と考えていたからであろう。通俗講談会に関しては「社会一般に必要な知識を通俗的に講演して、目と耳とに併せ訴ふるを得るを以て、方法其宜しきを得ば、比較的に其効果を挙げ易し」としていた<sup>3)</sup>。

小松原はこの後も第7回全国連合教育会（明治42年5

月8日)で社会教育及び風紀問題を講演し<sup>4)</sup>、また同年から翌年にかけて関西、東北さらには北海道を視察した。その目的の1つは「文相就任以来、教育の普及は社会と学校と家庭との連絡を完うするを得べし」とし、とりわけ「通俗講演会、教育幻灯会、巡回講話会等を奨励」するというものであった。そのため、「文部省の教育施策方針は、小松原文相に至って、著しく社会教育的傾向を帯び来れり」といわれるようになった<sup>5)</sup>。

とはいえる、明治10年代末期から20年代にかけては就学率の向上を課題とし、日露戦時下には戦意の昂揚などを課題としていたのに対して、この時期の通俗教育施策は何を課題として取り組んでいたのかが必ずしも明確ではない。ちなみに、通俗教育施策を積極的なものと消極的なものとに分類した明治30年の時点でも、通俗教育施策には風俗改良としての役割以外に何を課題として取り組んでいたのかが明確ではなかった。この時点でも同様であるが、いずれも取り組むべき課題が鮮明ではない時期に、通俗教育施策の「積極的方面」が強調されたことは興味ある現象といえよう。

そのような状況にあった時、大逆事件の発生は通俗教育施策のあり方に強い影響を与えることになった。小松原は「予が在職中最も重大なる事件は幸徳伝次郎等の大逆無道の陰謀事件であった」と述べていたが、この事件は1910(明治43)年5月に発覚し、翌年1月に首謀者らに死刑の判決が下された。

小松原は事件発覚の直後「刻下の急務として」次の3項目を内閣に提出した。すなわち、「師範教育に改善を加へ……同時に小学校教員優遇の途を開くこと」、実業補習学校を「普及せしむること」、及び「社会教育を奨励し之が興隆を図ること」であった。それぞれに提案理由が添えられているが、第3項に関してみると「社会教育(或いは通俗教育)を盛にし社会の風紀を郭清し努めて淳良なる国民的精神を涵養するは亦一般青年に対する不健全なる思想の誘惑感染を防ぐ再有効の手段方法」であるが、内務省のように禁止のみではなく、「有害の読み物は之が発行を禁遏すると共に一面には其善良にして風教に益あるものは大に之を奨励する策を取らざるべからず、且劇場寄席の興業物活動写真等の如き社会の風教に至大の関係を有するものを健全ならしむることは社会教育上亦必要なる事項の一に属す」というものであった。さらに、「文芸院を設立するか又は文部省に文芸委員会

及通俗教育委員会等を設置」するとともに、「通俗講演等を盛にして以て健全なる国民的精神を涵養するに努めるは今日腐敗堕落に傾き動もすれば危険なる思想に感染せんとする青年社会の状態を匡救するに於て是に国家的一大急務なり」としていた<sup>7)</sup>。

ここには通俗教育施策が担うべき課題が明確に示されていたといえよう。いうまでもなく、「不健全なる思想の誘惑感染を防ぐ」、「危険なる思想」とあるように思想対策もしくは思想善導としての役割が強調されていたことである<sup>8)</sup>。また、文芸委員会や通俗教育(調査)委員会等の設置が「刻下の急務」とはいえ即座に主張されたことは、かなり以前からそれらの構想が練られていたとも推測出来よう<sup>9)</sup>。

この後、1911(明治44)年5月17日に通俗教育調査委員会、文芸委員会の官制が定められた。前者に関しては倉内史郎著『明治末期社会教育観の研究』(講談社 1961年)、前掲『日本近代教育百年史』第7巻等に詳しい。また、後者に関しては和田利夫著『明治文芸院始末記』(筑摩書房 1989年)に詳しい。そのうち、前者の通俗教育調査委員会について述べておくと、文部次官の岡田良平を委員長に、普通学務局長田所美治を幹事に、26名の委員から構成されていた。その内訳は文部省直轄学校長4名、高等師範・大学教授各2名、貴・衆両院議員4名、文部・内務官僚各1名、府県官吏1名、教育会役員1名、雑誌記者2名、新聞記者8名であった<sup>10)</sup>。

第1回の委員会は同年6月中に文部省内で開催されることになった。そこには通俗教育調査の大綱に関する原案が提出され、それを委員間で審議し、その結果将来採用すべき方針が決定されることとなった。原案としては欧米諸国の通俗教育に関する施設の調査、通俗教育に関する材料の作成など11項目であった。また、各委員をして活動写真、講談、音楽、幻灯、巡回文庫等を専門に調査させることにもなった<sup>11)</sup>。

委員会は6月2日に開催された。予定通り文部省提出の原案が審議されたが、委員の中からは「通俗教育とは如何なるものやの意義を正し、目的を定めて然る後議事に入るべし」、「中央地方図書館の有無相通するを計る事、並びに理科学機械を貸し出す事について」、「図書館員養成に就て」、「簡易博物館の設置並びに利用法に就て」等の注文が出され、「甲論乙駁の後」11項目が9項目に「修正可決」された。修正されたものをみると、例えば通俗教育に関する講演者を派遣し又は紹介を為すこと、映画

及び活動画を備へ置き要求に応じて之を貸付すること。本邦及び欧米諸国に於ける通俗教育に関する施設を調査すること等であるが、項目によっては1項目に2点もしくは3点が含まれているため、全体としては11項目が形を変えたとも見られる<sup>12)</sup>。

通俗教育調査委員会は同年7月7日に第2回の委員会が開かれた。そこでは「過日来特別委員の手にて、調査中なる幻灯目録並びに青年用書標準目録案」が審議されたところ、「特別委員の性質並びに選定法に就いて遺憾の点」が述べられたほか、「委員長の誠意を疑う」、「本会を侮辱する行為なり」等の発言が飛び交った。そのため田所は「種々弁明する所ありたるも要領を得」ず、他の委員から「仲裁的説明」があって「辛くも難関を切り抜け」たような場面があった<sup>13)</sup>。委員会の記録が不明なため、断片のことしか分からぬが、以上の状況から委員会ではかなりまとまりが悪かったことが窺われる。

その後7月29日<sup>14)</sup>に委員総会が開かれた。そこでは前回の委員総会で「大議論を惹起せる文部省越権の件」つまり「文部省が委員の承諾を待たずして、主査委員を任命せる件に付き、文部省は全然委員の説に屈服し、前任命を取り消し」て、委員「総会の要求通りに人選すること」となった。また、委員会を3つの部会に区分し、第1部の部長は井上友一で他に9名の部員から成り、調査事項として読物の選定、編纂、募集並びに通俗図書館、巡回文庫、展観事務等が掲げられていた。第2部の部長は手島精一で他に10名の部員から成り、調査事項として幻灯の映画、並びに活動写真のフィルムの選択、調製、説明の編纂等が掲げられていた。第3部の部長は千頭清臣で他に9名の部員から成り、調査事項として講演会に関する事項並びに講演資料の編纂及び他部に属せざる事項等が掲げられていた<sup>15)</sup>。（合計部員数が26名以上なのは重複している委員がいるためである）

ところで、これまで委員会など内部の動向をみると、そこには絶えず文部省側と一部の委員側との間に摩擦が見られる。それは運営や手続き上の摩擦に限らず、意見の対立にも及んでいた。倉内氏によても指摘されているが、小松原はこの委員会を思想対策、思想善導の一環として位置付けていたのに対して、委員の中には必ずしもそのような認識で統一されていたわけではなかった。委員の一人である山崎直方（東京高等師範学校教授）は「私の受け持ちは地理学を通じて世界的に一般の人々に普及せしむるというのである」と述べており、田中館愛

橋（東京帝国大学理科大学教授）も「通俗教育は必ずしも下流をのみ相手にせず上流の人々をも相手にして貰いたし第一通俗教育は今の内閣大臣の如き人々にも施さずんばある可らず」、あるいは「通俗教育は専門の知識が一般社会に溢れ出でたるものたらざる可らず歐米の例皆然り」としていた<sup>16)</sup>。いずれも小松原の構想とは馴染まない見解である。

では、文部省は自らの方針に批判的な委員をなぜ人選したのであろうか。この点について宮坂氏は「文部当局がジャーナリストを委員に加えることでかれらを自家業籠中のものとし、兼ねて一般ジャーナリズムの支持をとりつける意図であった」<sup>17)</sup>と述べているが、これのみでは勿論納得のいく解答とはならない。とはいえ、それ以外に解答を探ることも出来ない。

また、委員数は26名であることは述べたとおりであるが、人選の段階では26名以外の人物も何人かみられた<sup>18)</sup>。その人物の中には文部官僚が比較的多く名を連ねていたが、結果的には26名の中には殆ど残っていない。文部官僚が外されたこと等、その選考経過はどのようにして行われたのかについても明らかではない。この2点は今後の課題として積み残さざるを得ない。

通俗教育調査委員会及び文芸委員会は1913（大正2）年6月13日、第1次山本権兵衛内閣の行政整理の対象として廃止となる<sup>19)</sup>。廃止後帝国教育会が同会内に通俗教育部を設けて事業継続することになり、「通俗教育部は帝国教育会長の指示を受け通俗教育に関する事項を調査審議し及通俗教育施設に関する事務を掌理す」といった規定を定めた<sup>20)</sup>。通俗教育事業は以後帝国教育会の通俗教育部に引き継がれていくのであるが、通俗教育部に関しては後述することにして、通俗教育調査委員会が廃止されるまでの間にどのような動きがあったのかをもう少し見ておきたい。

前述した3つの部会の活動としては、1911（明治44）年8月8日に第2部会が開かれている。そこでは、1、委員会に提出する参考案について調査すること、2、幻灯映画活動写真フィルム審査規定を定する事、3、審査標準（基準）を定むる事等が検討されていたが、2については「認定を得たる映画フィルムには通俗教育調査委員会の文字を記入する事」、「認定を得たる映画フィルム及び其の出願者の氏名は、通俗教育調査委員会に於いて官報を以て之を公示す」ことが明示されていた<sup>21)</sup>。

また、第3部会が同年11月20日に開かれている。そ

こでは、議題が2つあり、1つは12月9日に東京高等工業学校で実施が予定されている通俗教育講演会の講演者に田中館を起用し、演題を「氣流の状態」とすること、2つは帝国教育会で実施する通俗教育講演会を1カ月に1度とすることを取り決めていた<sup>22)</sup>。

このうち、第3部会で議題とされた1カ月に1度の通俗教育講演会は帝国教育会の主催という形で、既に同年11月2日に第1回が実施されていた。その日は「初めてのことにもありければ非常の盛会にて六時開会の時殆ど満場空席を認めず、聴衆の数約一千を数へたり」という状況であった。

講演会は帝国教育会長の辻新次の挨拶から始まり、本多清六の講演、音楽学校生徒の唱歌、支那長江沿岸風景、飛行船飛行機の幻灯、志賀重昂の講演「世界に於ける日本と地理学」、細川風谷の講談、その他数種の活動写真が「次々に演ぜられて郭も非常の喝采を博したり」とあった。なかでも志賀の講演は「聴衆の感を引くものであつたといわれた<sup>23)</sup>。

少し後になるが、第4回の通俗教育講演会が1912（明治45）年6月22日共立女子職業学校で開かれている。昼間は地理や通俗教育に関する標本模型地図などの展覧があり、夜間は7時から講演会に移った。聴衆は2千人で「さしもの大講堂も立錐の余地なし」という状況であった。辻会長の挨拶、山崎理学士の「有益なる地理講演に次」いで、音楽の演奏があり、通俗教育調査委員会が作製した詳細な説明付きのベリーの来朝の幻灯が上映され、「喝采の裡に十時過ぎ散会、非常に盛んなりき」というものであった<sup>24)</sup>。

以上の通俗教育講演会にはいくつかの意味合いが重なっているといえよう。1つは千人、2千人単位の聴衆を動員出来るだけの組織力と講演内容である。前者は帝国教育会の主催によるものであり、後者は活動写真や余興等大衆受けするプログラムが組まれていたことによるものであると考えられよう。その一方で、志賀や田中館の演題から判断出来るようにかなり専門的な内容のものが含まれていた。それは通俗教育講演会が大学通俗講演会の系譜を一つの底流として引き継いでいたことによるものではなかろうかと考えられる<sup>25)</sup>。

通俗教育講演会は1912（大正1）年11月に至るまで5回開催されており、「その都度プログラムの趣向を変更して如何にせば最もよく聴衆を満足せしむると共に通俗教育の目的を貫徹することを得べきか」<sup>26)</sup>が試みられ

た。また、各府県教育会にあってもそれぞれ通俗教育講演会が開かれていた<sup>27)</sup>。このような取り組みは「相当の効果を挙げて居」たが、「まだ経験の浅い事でありますから充分の効果を挙げやうとするには善く施設上の方法を攻究して最良の手段を取ることを努めねばならぬ」ことから、帝国教育会の「請を容れた」文部省が通俗教育調査委員会に対して「相当の補助」を与えて、大正1年11月10日から15日までの6日間、「主として地方自治体教育会等当事者の為め」通俗教育施設に関する講習会を開催することになった（この点に関しては第3章第3節（第1項）で触ることにする）。

そこで、10月21日辻会長の名義で各地方に向けて600余通の講習勧誘状が発送された<sup>28)</sup>。その結果、350余名の参加者を集めて講習会が実施された<sup>29)</sup>。講演者と演題をみると、通俗教育調査委員会の幹事でもある田所美治の「通俗教育に就きて」、同委員井上友一の「国民の実力」、委員外では吉田熊次の「通俗教育事業」等があげられる。

講演内容を吉田を例にみると、「通俗教育と云ふものは国家教育上必要欠く可からざるものであると考えるのであります此事は今や世界各国の承認することとなって居ることは通俗教育に関する万国会議に如何に多くの列国が委員を参列せしめたかに依っても明らか」である。ただし「歐米の中には今なお通俗教育は民主的思想の伝播を目的とすべきものとかんがえて居る人もある様であるが其れは偏狭なる見解であって……健全なる国民を造る目的に背くやうな通俗教育を為すと云ふことは国家として矛盾である」と説くのであった<sup>30)</sup>。そこには通俗教育施策をして「健全なる国民」、すなわち「有用な人間」や「自営の良民」を育成することにありとするもので、それはまさしく強烈な国家意志の表明でもあった。したがって、この講習会には感化救済事業講習会や後述する地方改良事業講習会等と同じ趣旨が込められており、それらと同じように一大キャンペーンとすることが目論まれていたといえよう。

この後の通俗教育施策がどのような展開をみせていくのかについては、次の章で改めて述べることにしたい<sup>31)</sup>

## 註

## 第3節 通俗教育施策と民間の動向（承前）

- 6)『教育時論』102号(明治21年2月15日付「通俗教育新聞」)には『通俗教育新聞』に関して、「同新聞は案外に手答へ強く、記者も勉強し、本方も骨を折りて、日に盛に趣き、今は号数も三十六に達して一方の教育新聞となりたるは、元来其設立者が、冒進生利一偏の人あらざりしに由ならん」とある。ちなみに、国生前掲②論文では同紙の紹介をしているが、現物の確認はしていないようである。
- 7)『日本近代教育百年史』では、「1887年前後の通俗教育活動は、就学奨励乃至父兄・学校と教師・学校との関係を密にするための手段と、下流人民の啓蒙の意味の二側面があらざりながら、発展する」(第7巻 p.690)としているが、上述したようにこの時期はその他に高度なレベルの通俗講談会が実施されていたことや風俗改良としての役割なども重なり合っている。風俗改良も就学率の向上や啓蒙とからむ部分があるものの、単純に二側面があらざりながら、とは言い切れない状況にあると思われる。『福島県教育史』では、風俗改良を就学率向上に結び付ける考え方を「風俗改良的社会教育論」としている(第1巻 p.685 1972年)。
- 8) もっとも、堀秀彦著『教育学以前』(1940年)では、『『通俗教育』は仏蘭西からの直輸入の用語である』(同書 p.237)としている。また、国生氏は「通俗教育は翻訳語であり、西洋的概念である」(国生前掲③論文 p.46)としている。ただし、いづれもその出典や根拠については明確にしていない。
- 9)『教育時論』445号(明治30年8月25日付「普通學務局の曠職」)
- 10)『教育時論』616号(明治35年5月25日付「文部省の通俗教育調査」)には、「文部省にては……今後は通俗教育に就き調査する由なるが、通俗教育とは則ち社会教育にして……彼の演劇の如き、寄席の如きは、社会教育に及ぼす影響甚だ大なる」とあり、その後も通俗教育と社会教育とは同じ概念として捉えられている。なお、前年の1901(明治34)年日高藤吉郎によって通俗教育会が設立されている。同会の設立趣旨によれば、学校教育に比べ「社会ノ教育」

は「頗ル陋劣ヲ免レス」状況にあるが、「社会教育ハ学校ノ領域以外ニ立チ多数国民ヲ娯楽ノ間ニ薰陶シ自然ニ好情性ヲ養ヒ快志氣ヲ鼓シ以テ完全ナル国民性ヲ成サシムルニ在リ」としていた。そこでも、通俗教育会という名称ながら、社会教育という用語が用いられていることに注目したい。同会では機関誌として『通俗教育』を刊行していたが、現存するのは18号(大正1年8月5日以降からである)(『教育関係雑誌目次集成』第III期 日本図書センター 1992年 p.55~56)。その内容を一瞥してみると、「通俗教育家は先づ社会の欠陥を観破せよ」(18号), 「通俗教育の改善に対する希望」(21号), 「通俗教育講習会傍聴記」(22号)などがあり、全体として「通俗教育は国民の知識を拓く」(田所美治「通俗教育について」(22号))ことにあったと思われる。日高に関しては『成城学園百年史』(同学園編 1985年)に詳しい。

## 第4節 通俗教育調査委員会の設置

- 1) 日露戦時下における通俗教育の動向は各府県の教育史に依拠した宮坂氏の研究に詳しい。たとえば、千葉県の事例では「日露戦争のさいには、高等小学校同窓会・村長・青年会などが主催して、戦争幻灯会が各地で行われた。プロの幻灯師を招いて、『日露第一回の交戦より遼陽占領に至るまでの幻灯を極めて詳細に演説せしめしに近隣の老幼男女集まるもの数百名にして散会の刻に至りては君が代を唱歌及万才を大声して分かれたしが聴者をして扼腕せしめたる事頗る有益の講演なり』と新聞が報道するような状況であった」とある。また、富山県の事例では「日露戦争中の談話会が『国民ノ勇氣ヲ鼓舞シ、人道ヨリ説キ起シテ後援ノ実ヲ拳ゲンコトヲ努メシヲ以テ、國債応募等開催地ニ多大ノ便宜ヲ与』え、地元の戦死者肖像を幻灯で映出してその功績を表彰追憶させ、遺族の救護に同情を寄せさせようとしたこと」、あるいは「通俗教育会は全県的な規模となり、運営も常置的団体組織があたるようになった。戦時通俗談話会・幻灯会では、国際情勢、開戦の理由、戦争の経過、忠勇義烈の美談、国民の覚悟といったテーマが採用された」とある(宮坂広作「天皇制教育体制の確立と社会教育」<碓井正久編『日本社会教育発達史』亜紀書房 1980年>所収 p.78, p.82)。

また、『教育時論』698号（明治37年9月5日付「戦争と通俗講談会」）では「戦争は、各種の知識と多大の感化とを、国民に与えるもの、徒に戦捷の号外に狂喜し軍隊の送迎に奔走するは、軍国に忠なる所以にあらず、是に於て吾等は小学校教員諸氏に向って、通俗講談会を開かれんことを望まざるを得ず……小学教員は全国町村の指導者たり、其感化を人民に及ぼすや、頗る多大なり、されば……町村人民を会合し、戦争に関し、各種の材料に基きて、頗る平易に講談を為さば、其地方人士の知能を啓発し國家に対する精神を鼓舞し、隋て戦後の經營に於いて、各地の方面に資益すること、決して少からざるべし」と述べられている。

- 2) 『教育時論』744号（明治38年12月15日付）「文部省通俗教育調査会（上）」
- 3) 『教育時論』855号（明治42年1月15日付）「文相の教育談」
- 4) 『教育時論』868号（明治42年5月25日付）「小松原文相の演説」
- 5) 『教育時論』888号（明治42年12月15日付）「文相巡視の目的」
- 6) 『小松原英太郎君事略』（大正13年） p.109
- 7) 同前 p.111～115。ところで、倉内前掲書では明治44年1月に衆議院予算委員会の席上で小松原が小川平吉の質問に対して「文芸の改良、若くは補習教育等施設すべきもの多々ある」と回答したが、そこでは「文芸委員会および通俗教育調査委員会の設置とまでは具体的に語っていない」（p.20）としている。倉内氏は議事の内容を『教育時論』929号（明治44年2月5日付）「時事彙報」欄の記事「無政府党問題」に依拠しているが、『帝国議会衆議院委員会議録』（明治43年）には小松原は小川の質問に対して「文学ノ改良、通俗教育上ニ於ケル施設、若クハ一般青年ニ対スルトコロノ補習教育是等ニ就キマシテハイロイロ施設經營致シテ往カンケレバナラヌコトガアロウカト考エマシテ今回ノ提出致シマシタ予算ニモ多少ハ是等ニ関係致シマシタ……経費ヲ要求シテゴザイマス」（明治44年1月25日 p.58）とあるように、設置に必要な予算を計上することまで含めてもう少し具体的に述べている。倉内氏は議事の内容を要約したと思われる『教育時論』の記事からではなく、委員会議録に依拠していればより正確な表現をとなっ

たと思われる。

- 8) 倉内氏によれば、小松原は当初通俗講談会の役割に「社会一般に必要な知識を通俗的に講演」することを期待していたが、この段階では「小松原がかれの社会教育談でのべていた社会教育のもうひとつの面、すなわち職業的あるいは日常生活上の有用な知識の普及という面は、いまや問題とされてはいない」（倉内前掲書 p.22）としている。しかし、明治44年5月23日に通俗教育調査委員招待会の席上で小松原は「国民思想変遷の趨勢は一方に於て益々国民道徳を涵養し、国民の元気を作興し質実剛健の氣風を養成する」として思想対策に触れるとともに、「一方に於ては日新の時勢に順応して知識技能を進め常識を養い文明の趨向に並進せしむるの方法を講ずるの極て緊切なるを感じるの秋に際し、単に学校の事業に依て教育の効果を収めんとするは、決して時運の要求に応ずる所以に非ざるや明なり、是れ本省に於て今回通俗教育調査委員会を設け諸君を煩わして、通俗教育に関する調査研究を遂げ其施設を奨励し、且つ之を普及発達せしめんと欲する所以なり」（『教育時論』941号 明治44年6月5日付「通俗教育委員招待」）とも述べており、通俗教育が担っていたそれまでの役割についても同時に強調している。このことから、私は倉内氏のように解釈するのではなく、「社会一般に必要な知識を通俗的に講演」することは単なる啓蒙活動（その側面も否定しないが）というより、それ自体一種の思想善導（この表現が過ぎるならば秩序維持）的な役割を担っており、この段階にあってはより一層その役割の重要性が高まってきたが故に、小松原をして上記のように発言させたと考えたい。
- 9) 文部官僚で後に通俗教育調査委員会の幹事となる田所美治はドイツの通俗教育拡張会をはじめアメリカ、フランス等の事例を研究しており（倉内前掲書 p.41～42）、小松原のアイデアもこのあたりからヒントを得ていたと推測出来よう。三浦嘉久「わが国における公的・社会教育の成立とその制度的基礎」（『社会教育学・図書館学研究』2号所収1978年）では通俗教育調査委員会を「ドイツ1871年の民育普及協会……にならうものである」としている。田所に関しては前田又吉「田所美治君」（『教育学界』明治44年12月10日号所収）を参照のこと。

- 10) メンバーには内務官僚井上友一、東京高等工業学校長手島精一、第一高等学校長新渡戸稻造、東京音楽学校長湯原元一、貴族院議員桑田熊蔵、衆議院議員三土忠造、東京帝国大学農科大学教授横井時敬、帝國教育会主事湯本武比古（『教育時論』の編集者）、その他朝日、日々、読売、国民、報知、やまと、中央、時事の各新聞記者1名づつ、博文館の記者2名等である。
- 11) 『教育時論』941号（明治44年6月5日付）「通俗教育調査方針」
- 12) 『教育時論』942号（明治44年6月15日付）「通俗教育委員会」
- 13) 『教育時論』946号（明治44年7月25日付）「通俗教育委員会」
- 14) 日付は『教育学術界』明治44年8月10日号「通俗教育調査方針」による。
- 15) 『教育時論』948号（明治44年8月15日付）「通俗教育委員会」
- 16) 倉内前掲書 p.29～33
- 17) 宮坂前掲『近代日本社会教育政策史』p.138。なお、新聞側の視点について倉内氏は「前年に起こったこのセンセーショナルな出来事を、通俗教育の奨励にむすびつけたのは、まさに政府の一連の社会主義禁圧策によるものであって、新聞は、いわゆる新聞種としてはこの出来事に大きな価値をみたとしても、通俗教育の必要という点からは問題にしていないのである。ここに当時の思想問題にかんして、多くの新聞がとっていた態度の一端をうかがえるのである」（倉内前掲書 p.78）としているが、納得のいく解釈であると思われる。
- 18) 『教育時論』939号（明治44年5月15日付）「通俗教育調査委員」及び『教育学術界』明治44年5月号「通俗教育調査委員」には通俗教育調査委員会の選考段階のメンバーが掲載されている。後者には「目下八方物色中なるを以て決定するには至らざれども今日までに内定したる」として、田所をはじめ手島、湯原など最終的にメンバーとなった人物の他、通俗教育調査会のメンバーであった中川謙二郎（東京女子高等師範学校長）のほか、文部省参事官山崎達之助、同図書課長渡辺董之介、8名の視学官等が列記されている。結果的には視学官では小泉又一（就任時の肩書は高等師範教授）以外全員除外されており、中川も除外されている。「今まで」が4月中のか5月になってからなのかは不明であるが、ギリギリまで人選が難航していたことが記事から窺われる。
- 19) 『社会教育』昭和9年4月1日号「社会教育の発達概観」によれば明治44年10月には通俗図書審査規程並幻灯映画及活動写真『フィルム』審査規程が公布されたが、「不幸大正2年前両審査規程を認定規程に改正（7月）を置土産に、経費節減のため廃止されてしまった」とある。
- 20) 『教育学術界』大正2年8月10日「通俗教育部設置」
- 21) 『教育時論』948号（明治44年8月15日付）「通俗教育部会」。なお、9月30日に通俗教育調査委員会の総会が開かれたが、そこでは第1部会と第3部会については「差したる異論出でざりしも第2部の幻灯映画の歴史画綱目については種々の異論続出し甲論乙論の未結局細かき綱目を掲げて歴史伝記として大綱を掲ぐることに決し各案とも多少の修正を加へて可決せり」という内情が見られた（『教育学術界』明治44年11月10日「通俗教育事業決定」）。
- 22) 『教育時論』959号（明治44年12月5日付）「通俗教育第三部会」
- 23) 『教育時論』957号（明治44年11月15日付）「通俗教育講演会」
- 24) 『教育時論』980号（明治45年7月5日付）「通俗教育講演会」
- 25) 第3節の註4)で述べたことに関連するものである。『教育時論』942号（明治44年6月15日付）所収の社説「通俗教育と新聞雑誌」では、「殊に大学所在地に在りては、大学教授の通俗講演あり、公開講演ありて高等なる文学理学等をも、容易に聴衆に得会せらるる様、通俗的に演述し、称して以て大学教育の拡張といへり」と述べられている。ここでは、この点を指摘しておくに留めることにしたい。
- 26) 辻新次「開会の辞」（『通俗教育施設方法講演集』大正2年 所収） p.2
- 27) 各府県の教育会による通俗教育の動向は『教育時論』に散見される。同誌942号（明治44年6月15日付「通俗教育」）には東京市、茨城県、同誌945号（明治44年7月15日付「通俗教育」）には東京市、同誌964号（明治45年1月25日付「訓諭視察」）には岡山県、同誌969号（明治45年3月15日付「地方教育月報」）には大阪府などの事例が報告されている。

- その他『地方通俗教育施設状況』(大正5年)にも大正3~4年の事例が報告されているが、これについては次章で触ることにしたい。
- 28)『教育時論』992号(大正1年11月5日付)「通俗教育講習会」
- 29)辻前掲「開会の辞」 p.2
- 30)前掲『通俗教育施設方法講演集』所収 p.99~100。なお、同稿にみられる通俗教育に関する万国会議とは、最初は1906年9月15日から17日までイタリアのミラノで開催され、第2回が1908年8月1日から4日までパリのソルボンヌ大学で開催されている。第2回の会議には世界から2000名以上の参会者がいたといわれている。参加国はフランス、ドイツ、オーストリア、ハンガリー、ベルギー、イタリア、ロシア、バルカン半島の諸国、ブラジル、イラン等であった(同書 p.77~78)。
- 31)通俗教育調査委員会の周辺部分に関して若干の補足をしておきたい。既に平沢前掲書『社会教育の展開』でこの時期に通俗教育研究会という通俗教育調査委員会のいわば外郭団体的な組織が存在していたことが指摘されている(同書 p.58~61。外郭団体的な組織という表現は山本の解釈であって、平沢氏の解釈ではない)。とはいえる、概略だけであるから実態は殆ど解明されてはいない。そこで、同会編纂の出版物を国会図書館の目録で調べてみると、『通俗教育講演資料』(明治44年)、『通俗教育に関する事業とその施設方法』(同前)、『通俗教育国民講演百種』(明治45年)、『通俗教育国民講談』(大正1年)、『通俗教育国民常識講話』(同前)、『通俗教育修養講話』(同前)等が刊行されていることが明らかにされた。ただ、この研究会の設立時期については明らかではない。同会の代表者は羽山好作という人物である。この人物に関しても具体的なことは明らかではないが、同じく国会図書館の目録で調べてみると、『講堂訓話学年暦体』(明治43年)、『人物訓話(教科書準拠学年別拝啓排列)』(明治44年)、『小学校における科外教育の理論及実際』(同前)、『実験児童操作行査定の理論及実際』(同前)、『巡回式講堂訓話』(明治45年)等の著書を著している。そのことからみて、どこかの教育会関係者ではなかろうかと推測される。この研究会の目的は通俗教育調査委員会に「全幅の賛成を表するに躊躇せぬものであ」り、著書の刊行は「通俗講演の資料に供する」ほか、「各地方の青年団体を始め、教育会は勿論、産業組合とか衛生会・農会等の会員」にも、「自己修養の為め、必ず一度は読了する」ことを説くものであるが、「要するに、通俗教育講演会を乾燥無味に終らしめぬ為に、幾分なりとも、通俗教育施設上に貢献することを期待する」とあることから、通俗教育施策の補助的な役割を担うことになったことは明らかである(前掲『通俗教育講演資料』所収「本書編纂の趣旨」)。ちなみに、この「本書編纂の趣旨」は「明治44年5月17日通俗教育調査委員の任命当日」とわざわざ記されている。なお、『通俗教育講演百種』所収「本書編纂の趣意」では「本会は通俗教育研究の第一着手として『通俗教育講演資料』を編纂し、之を世に公にした所が時運の趨勢とは云ひながら、数ヵ月を出ずして、第6版を重ねるの好況を呈したのである」と述べられている。ちなみに、通俗教育研究会は『社会教育』昭和9年6月1日号所収「社会教育講座 第2講 社会教育の内容」でも触れている。なお、それとは別に通俗教育委員会という組織が存在していたことが西本肇「映画と文部省(上)」(北海道大学『教育学部紀要』67号所収 1995年)で指摘されている。そこでは「通俗教育調査委員会の後を受けた通俗教育委員会」とある。ただし、具体的なことは記されていないので、西本氏に問い合わせたが返答はない。通俗教育委員会に関しては、いずれの資料にも見られない。西本氏の誤記かとも思われる。

(以下次号)

### Summary

Social education in modern Japan has three aspects. One is the social improvement theory. The other two aspects are the local improvement theory and the popular education policy respectively.